

給与所得者異動届出書の記入例①【退職により普通徴収へ切替え】

※ この届出書はコピーしてご使用ください。 1

受付印 市町村民税 給与支払報告 に係る給与所得者異動届出書
道府県民税 特別徴収
森林環境税

整理番号

総務課 給与 7年度 特別徴収番号
乙葉 花子 7年度 宛番号
078-912-1111 8年度 特別徴収番号
0090123456 8年度 宛番号
0001

給与支取先住所
〒673-8686 明石市中崎1丁目5-1
(株) 甲野商事

給与支取先住所
〒98765432100000

フリガナ アカシ イチロウ
氏名 明石 一郎

生年月日 1 1 51 年 1 月 2 日

個人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 0 0

1月1日現在住所
明石市本町5丁目4-3

異動後住所
神戸市西区玉津町大山180-3

特別徴収税額 (年税額) 49,200 円

徴収済税額 (イ) 6 月分から 10 月分まで 16,400 円

未徴収税額 (ウ) 10 月分から 翌年5月分まで 32,800 円

異動年月日 令和 8 年 9 月 30 日

異動の事由
1. 退職
2. 転勤
3. 休職・長欠
4. 死亡
5. 支払少額・不定期
6. 合併・解散
7. その他

異動後の未徴収税額の徴収方法
番号を記入 特別徴収継続 一括徴収 普通徴収 (本人が納付)

① 特別徴収継続の場合 (給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収を希望する場合に記入してください。)

② 一括徴収の場合 (未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。)

③ 普通徴収の場合 (一括徴収しない場合に記入してください。)

※ (ウ) の未徴収税額が普通徴収税額となります。普通徴収の税額通知は明石市から本人宛に送付します。

(明石市提出用) ※欄外に記入する場合は、欄外(「1」の欄)に記入してください。

給与所得者異動届出書の記入例②【退職時一括徴収】

※ この届出書はコピーしてご使用ください。 1

受付印 市町村民税 給与支払報告 に係る給与所得者異動届出書
道府県民税 特別徴収
森林環境税

整理番号

総務課 給与 7年度 特別徴収番号
乙葉 花子 7年度 宛番号
078-912-1111 8年度 特別徴収番号
0090123456 8年度 宛番号
0001

給与支取先住所
〒673-8686 明石市中崎1丁目5-1
(株) 甲野商事

給与支取先住所
〒98765432100000

フリガナ アカシ イチロウ
氏名 明石 一郎

生年月日 1 1 51 年 1 月 2 日

個人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 0 0

1月1日現在住所
明石市本町5丁目4-3

異動後住所
神戸市西区玉津町大山180-3

特別徴収税額 (年税額) 49,200 円

徴収済税額 (イ) 6 月分から 10 月分まで 16,400 円

未徴収税額 (ウ) 10 月分から 翌年5月分まで 32,800 円

異動年月日 令和 8 年 10 月 31 日

異動の事由
1. 退職
2. 転勤
3. 休職・長欠
4. 死亡
5. 支払少額・不定期
6. 合併・解散
7. その他

異動後の未徴収税額の徴収方法
番号を記入 特別徴収継続 一括徴収 普通徴収 (本人が納付)

① 特別徴収継続の場合 (給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収を希望する場合に記入してください。)

② 一括徴収の場合 (未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。)

③ 普通徴収の場合 (一括徴収しない場合に記入してください。)

※ (ウ) の未徴収税額を一括徴収して市へ納付します。

左記の一括徴収した税額は、10 月分 (翌10日納期限) で納入します。

市町村処理欄

(明石市提出用) ※欄外に記入する場合は、欄外(「1」の欄)に記入してください。

退職の日が1月1日以後の方は、必ず残額をまとめて徴収してください。

退職の日が1月1日以後の方は、必ず残額をまとめて徴収してください。

退職時に残額を一括で特別徴収する場合は「2.一括徴収」を選択して、一括徴収分を納入する月と納期限を必ず記入してください。

※1月1日から4月30日までの退職の場合は、5月分までの税額を一括徴収してください。また、その他の期間でも、本人が希望すれば一括徴収してください。

※ 異動届出書は、明石市ホームページからダウンロードできます。
 ※ 異動届出書は異動が生じた月の翌月10日までに提出してください。
 ※ 1月1日から4月30日までの間の異動により給与の支払がなくなる場合は、一括徴収が義務付けられています。

給与と所得者異動届出書の記入例③【転勤・再就職により特別徴収継続】

市町村民税 給与支払報告 に係る給与と所得者異動届出書
 道府県民税 特別徴収
 森林環境税

※ この届出書はコピーしてご使用ください。 1

整理番号

給与支所 673-8686 総務課 給与

給与支所 明石市中崎1丁目5-1 乙葉花子

給与支所 (株)甲野商事 078-912-1111 0090123456

給与支所 9:8:7:6:5:4:3:2:1:0:0:0 0001

フリガナ アカシ イチロウ 氏名 明石 一郎

生年月日 1 昭和 51 年 1 月 2 日

個人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 0 0

住所 明石市本町5丁目4-3

特別徴収税額 (年税額) 49,200

徴収済税額 (ア) 6 月分から 10 月分まで 16,400

未徴収税額 (イ) 11月10日納期限分の場合→10月分 32,800

異動年月日 令和 8 年 9 月 30 日

異動の事由 2 1. 退職 2. 転勤 3. 休職・長欠 4. 死亡 5. 支払少額・不定期 6. 金庫・解雇 7. その他

異動後の未徴収税額の徴収方法 1 特別徴収継続

① 特別徴収継続の場合 (給与と所得者が、新しい勤務先で特別徴収を希望する場合に記入してください。)

新しい勤務先 (特別徴収義務者) 神戸市中央区上山手2-1-1 丙野商事(株)

特別徴収指定番号 0090876543

氏名 兵庫 太郎

フリガナ ヒロコ

生年月日 078-918-5104

月割額 4,100 円を 10 月分 (翌月10日納期限) から徴収し、納入するよう連絡済みです。 ※新しい勤務先へ月割額をお伝えください。

受給者番号

納入書の要否 番号を記入 必要 不要

② 一括徴収の場合 (未徴収税額を一括徴収) 番号を記入

③ 普通徴収の場合 (一括徴収しない) 番号を記入

【例】 転勤前の会社で9月まで徴収する場合
 (ア) 特別徴収税額 (年税額) 49,200円 (6月から翌年5月分) 10月10日納期限) で納入します。
 (イ) 徴収済額 (前勤務先で特別徴収する額) 16,400円 (6月から9月分)
 (ウ) 未徴収税額 32,800円 (10月から翌年5月分)
 ※ (ウ) の未徴収税額を新勤務先で特別徴収します。

新しい勤務先にて、何月分から月割額を徴収するのか、左欄に必ず記載してください。

退職手当等に係る市民税・県民税特別徴収税額納入内訳書の記入例

退職手当等に係る市民税・県民税特別徴収税額納入内訳書

明石市長様 令和8年7月7日提出	特別徴収義務者の所在地・名称 (氏名)	の所属する職別	係
	明石市大久保町大窪612-1 乙野商事株式会社	乙野商事株式会社	乙野商事株式会社 経理
令和8年6月分	納入年月日 令和8年7月7日	人員 2人	納入税額 50,000円
退職手当等の支払を受ける者の住所・氏名・生年月日	勤務期間及び年数	退職手当等の支払金額	退職所得控除額 控除後の金額
住所 明石市 中崎1丁目5-1 フリガナ アカシ イチロウ 氏名 明石 太郎	H19年7月 ~ R8年6月	15,000,000円	700,000円
③ 普通徴収 38年1月2日生	29年	他に 年月 円の支払有り	
住所 明石市 魚住町西岡500-1 フリガナ ヤマモト ハナコ 氏名 山本 花子	H17年12月 ~ R8年7月	3,000,000円	300,000円
③ 普通徴収 35年2月5日生	31年	他に R8年6月 13,000,000円の支払有り	
住所 明石市	年月		

住所は本年1月1日現在の住所を記入してください。

退職所得控除額の計算の基礎となった勤続期間及び勤続年数を記入してください。

退職手当等の支払金額 (所得税及び市民税・県民税の差し引く前の金額) を記入してください。

退職所得控除額控除後の金額が0円の方については、提出する必要はありません。

退職手当等の支払を受ける者が本年中または、前年以前9年以内に支払の確定した退職手当等の支払を受けたことがある場合、支払年月日及び支払金額を記入してください。

〒673-8686
兵庫県明石市中崎1丁目5番1号西庁舎1階

明石市役所
市民税課 行
【特別徴収関係書類提出用】

〒673-8686
兵庫県明石市中崎1丁目5番1号西庁舎1階

明石市役所
市民税課 行
【特別徴収関係書類提出用】

〒673-8686
兵庫県明石市中崎1丁目5番1号西庁舎1階

明石市役所
市民税課 行
【特別徴収関係書類提出用】